

令和4年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和5年3月3日（金）午後1時30分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員（敬称略）
公益代表：荒井 公美、井田 雅貴、城戸 照子、清水 立茂、松隈 久昭
労働者代表：藤本 雅史、稲福 史、鹿嶋 秀和、山田 功一、原口 享子
使用者代表：神 昭雄、藤野 久信
- 4 事務局
大分労働局：中山 局長、中井 労働基準部長、金田 賃金室長
田口 賃金室長補佐
- 5 議 題
（1）大分県特定最低賃金の改正に係る意向表明について
（2）その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠に有難うございます。

本日は、小野委員、中島委員、宮脇委員から欠席とのご連絡をいただいております。

このため、本審議会には12名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

また、本審議会は公開としております。本日は傍聴の申し出がありませんでしたので傍聴人はおりませんが、議事内容につきましては、後日、議事録をホームページに公開させていただきますのでご了承いただければと存じます。

それでは、今後の議事進行を清水会長よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、ただ今から審議に入ります。

議題1「大分県特定最低賃金の改正に関わる意向表明について」ですが、本件について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

令和5年度の特定最低賃金改正申出予定の産別につきましては、令和5年6月に賃金実態調査を行い、その調査結果を10月に行われる金額審議の資料としておりますが、正式に申出が行われるのが7月末であり、賃金実態調査以後になることから、調査対象の産別を特定するために、改正申出の意向を前年度末までに表明いただき、審議会において調査対象業種の御確認をいただいております。

大分県におきましては、鉄鋼業をはじめ6業種について特定最低賃金を設定しておりますが、本日までに令和5年度もこれら6業種全てについて改正の意向である旨を表明した書面が、労働者側から局長あて提出されております。

労働者側からの意向表明の書面の（写）は、お手元に資料No.2として配付させていただいております。

会 長

では、令和5年度の特定最低賃金改正申出の意向について、労働者側から御説明をお願いします。

藤本委員

資料No.2ということで意向表明を配付していただいております。改正を必要とする理由ということで記載していますが、賃金の絶対水準の確保・格差是正のため改正が必要と思われるということで6業種について、意向表明をさせていただきました。

特定産業別最低賃金を今後とも維持発展をさせていくためには、特定産業別最低賃金の役割・意義を広く社会全般に認知をしていただきたいという思いもありますし、現状が十分であるとは思っていませんので、是非この意向表明で検討していただきたいということで提出させていただきました。

会 長

ただ今、令和5年度の特定最低賃金改正申出の意向について、労働

者側からご説明いただきました。

この意向表明に対し、何か質問、意見等はありませんか。

【質問、意見等なし】

会 長

それでは、意向表明していただいた6業種について、事務局は賃金実態調査を実施するようお願いいたします。

会 長

議題2「その他」に入ります。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料No.3を御覧ください。

大分県の特定最低賃金適用事業者数、労働者数を取りまとめたものです。特定最低賃金の決定等に関する申出の意向表明があった場合には、申出書の提出には、適用労働者数又は使用者数の1/3以上の合意がある場合等の制約があることから、適用労働者数等を労使双方で確認できるよう、意向表明後、速やかに事務局から当該特定最低賃金の基幹的労働者である適用労働者数等を明示し、関係労使に通知することとなっております。

この資料は、平成30年6月に公表されました平成28年経済センサスを基に、本年度の賃金実態調査結果等の最新情報を加味して作成したものでございます。

なお、意向表明後、改正決定等の必要性審議までの間に、新たな企業等の進出、あるいは閉鎖等により変動を把握した場合は、新たな適用労働者数等を各委員の皆様へに通知することといたします。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して何か質問等がありますか。

【質問等なし】

会 長

続いて、事務局から、他にありますか。

賃金室長

次に、令和5年度の審議日程について、ご説明をさせていただきます。

令和5年度の審議日程につきましては、令和5年度の第一回目の審議会で確定しますが、令和5年度の審議日程を、これまでの審議経験を踏まえた最適なものとするために例年年度の最終審議会で日程案の検討をしていただいているところでございます。

資料No.4「令和5年度大分地方最低賃金審議会審議日程（案）」を御覧ください。

地域別最低賃金につきましては、基本案として、令和5年10月1日発効を予定した日程で計画しております。

まず、5月17日（水）14時00分から、公益委員による公益委員会議を開催します。

次に、6月29日（木）13時30分から第1回目となる本審で、会長、運営規程、運営小委員会規定等の確認及び審議会確認事項を審議していただき、その後局長から大分県最低賃金の改正諮問をさせていただきますと考えております。

これにより、7月13日（木）から地域最賃専門部会を立ち上げまして、7月19日（水）に実地視察、7月27日（木）に参考人意見聴取などを予定しています。

その後、8月1日（火）13時30分から本審を開催し、中央最低賃金審議会からの目安額を伝達させていただく予定としています。

なお、目安伝達については、これまでの審議状況から予定をたてておりますが、中央最低賃金審議会の審議状況により日程が変更となる場合もございます。

目安伝達後は、8月7日（月）まで専門部会による金額審議を行っていただきます。

8月7日（月）16時00分から本審を開催し、専門部会の報告をいただき、改正決定答申を行っていただきます。

改正金額に係る異議申し出があった場合には、8月23日（水）10時から開催される本審で異議審議を行っていただきます。なお、例年、

異議申し出は、なされている状況にあります。

これが10月1日発効とした日程（案）となります。

次に、特定最低賃金の改正に係る日程（案）の御説明をいたします。

特定最低賃金につきましては、令和5年12月25日統一発効を予定して、計画をしております。

まず、8月17日（木）13時30分から運営小委員会を開催し、特定最低賃金の改定の必要性の有無について、参考人意見聴取などの御審議をいただき、必要性ありとなれば8月23日（水）10時から開催される本審で、局長から改正決定の諮問をさせていただきます。

その後、9月25日（月）13時30分から、特定最低賃金合同部会を開催し、10月24日（火）まで各特定最低賃金専門部会で金額審議をしていただき、10月25日（水）13時30分から開催される本審で各部会からの報告をいただき、改正決定答申を行っていただきます。

改正金額に係る異議申出があった場合には、11月10日（金）10時から本審を開催し、異議審議を行っていただきます。なお、特定最低賃金については、異議の申し出がない状況が続いていますので申し出がない場合は、異議審議は開催しないことになります。

9月25日（月）の合同部会につきましては、当初9月26日（火）として計画し、公益委員と一部委員の方にはご意見をお伺いしていたところですが、県の労働委員会が第4火曜日に開催されるということがわかり、審議会委員が労働委員会委員を兼ねることも多いことから、25日に変更しております。

令和5年度としては最後の審議になりますが、令和6年3月5日（火）16時00分から本審を開催し、特定最低賃金意向表明などを行っていただきます。

本審、運営小委員会等の開始時間は、原則13時30分とさせていただきます。

金額審議及び異議審議は原則10時からの開催とさせていただきますが、特に地域最賃の金額審議最終日については、13時からの開催に変更する場合もこれまでの経験上多くあるようです。

なお、本年度は、8月9日の結審となりましたが、専門部会審議を13時15分から、本審を16時30からの開催となりましたので、金額審議につきましては審議状況により、随時調整させていただくことにな

ると思います。

以上が令和5年度の審議日程（案）基本の形でございます。

また、資料No.4「令和5年度審議日程（案）」で全体の審議会を時系列で表示しております。8月7日の専門部会で結審しなかった場合の日程を記載しており、朱書きで発効日を記載しております。また、結審が繰り下がった場合8月23日の異議審議も順次日程が繰り下がることとなりますが、結審日に対応した異議審議の日程を記載しております。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して何か質問等がありますか。

【質問等なし】

会 長

このほか、全体を通して、他に何かありませんでしょうか。

【質問等なし】

会 長

本日が本年度最後の審議になります。

令和4年度の大分県における地域別最低賃金、特定最低賃金につきましては、委員の皆様のご協力により、それぞれ令和4年10月5日、令和4年12月25日に発効となりました。各委員の皆様に感謝申し上げます。

事務局から、他にありますか。

賃金室長

本日で本年度の審議は終了しますが、これまで10年間公益委員をしていただきました清水会長と城戸会長代理が本年度で退任されることになります。

退任にあたりまして、お二人にご挨拶をいただきたいと思います。

城戸会長代理からお願いいたします。

城戸会長代理挨拶

城戸でございます。10年間いろいろお世話になりました。労使の皆様方の話し合いの場に公益委員として立ち会いました。この10年間、国の方針や社会の要請といったものを背景に、格差社会の是正、働き方改革、持続的成長ができる社会やグローバル経済に対応する経営の在り方などいろいろな旗がありました。その中で賃金というものが大きな焦点になっていて、委員の皆様がいろいろな考えを話せる場だったのではないかと思いますし、この審議会の役割は、今後も小さくなることはなく、より大きなものとして続いていくのだと思われまます。10年間微力ながら勤めさせていただきましたが、これからの皆様方の御努力に、日本経済、少なくとも大分県の経済の行く末がかかっていると思いますのでこれからもよろしくお願ひします。ありがとうございました。

賃金室長

清水会長お願ひします。

清水会長挨拶

10年間大変お世話になりました。10年間何とか審議をやってこられたのは労使双方の皆様方の御協力、それから公益の先生方の御協力があったからこそだと認識しております。審議の過程では労使それぞれがそれぞれの立場から相応の根拠を持ってご主張されておりましたので一方の話だけを聞けばそのとおりでなと思ひますし、また、他方の話を聞けばそれもそうだなというところで、いずれの立場からもなかなか十分な満足が得られない部分があったかなと思ひますが、公益委員の立場として私としては一方に偏ることなく中立の立場で双方の意見に耳を傾けるということをしてきたつもりではございます。不十分な点もあったらうと思ひますけど、なんとか10年間やっていくことができたかなと思ひています。

最低賃金につきましては、最近では政治主導というような部分もあって、算定の根拠をどこにもっていくのかなど難しい部分があり、令和5年度はさらにいろいろな状況を考えないといけないのかなと思ひています。

私は会長職を令和4年度で退きますが、今後、新たな会長のもとでも皆様のご協力をいただきながら、よりよい最低賃金を目指していただければと考えています。本当に10年間どうもありがとうございました。

賃金室長

長い間大変ありがとうございました。

それでは、最後に、中山労働局長から挨拶をさせていただきます。

局長

令和4年度の大分地方最低賃金審議会の終了に当たりまして、お礼の言葉を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、令和4年度の最低賃金審議会でも真摯に御審議いただきまして誠にありがとうございました。

また、清水会長、城戸会長代理におかれましては、10年に渡り公益委員として、公正な審議会運営の柱となっただきましてありがとうございました。

これまでのご功労に対しまして感謝申し上げます。

さて、令和4年度を振り返りますと、令和3年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた審議会となりました。

また、政府の賃金引き上げによる経済の好循環を目指す施策と相まって、最低賃金審議会の動向が、これまで以上に世間の注目を集めることとなりました。

大分県最低賃金の審議におきましては、昨年度に引き続き、大分県知事及び5市町村議会から最低賃金に関する意見書が提出され、賃金引き上げの動向が注視されている中での審議となり、審議会委員の皆様方には、あらゆる観点から慎重に御審議いただきました結果、目安額+2円の854円で最低賃金額を改定発効することができました。

特定最低賃金におきましても、コロナ禍の影響が、業種により大きく明暗を分ける中で、全業種で全会一致の結論をいただき、12月25日の統一発効となりました。

地域最低賃金、特定最低賃金の審議運営が慎重かつ円滑に行うことができましたことにつき、改めまして感謝申し上げます。

また、中小企業の賃上げ支援施策におきましても、大分労働局が所管する業務改善助成金につきましては、1月末時点で138件の申請となっており、全国9位、Dランクでは1位の申請件数となっています。

これもひとえに、経営者団体並びに労働者団体の方々が積極的に勧奨していただきました成果だと考えており、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

大分労働局としましては、引き続き、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう環境整備に取り組むこととしております。

最後になりますが、最低賃金審議会委員の皆様におかれましては、今後とも、労働行政にご支援を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

会 長

それでは、以上で本日の審議会を終了します。

本日の議事録の確認委員は、鹿嶋委員、藤野委員にお願いします。

皆さん大変お疲れ様でした。